

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和5年7月契約分

| NO | 契約の名称 | 契約を締結した日 | 契約の相手方とした者の名称及び住所 | 契約金額 | 随意契約の相手方の選定理由(適用条項) | 担当課 |
|----|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|--|-------|
| 1 | 令和5年度佐久市立中込中学校他1校エレベーター修繕 | 令和5年7月28日 | (株)日立ビルシステム 関越支社 群馬県高崎市八島町265 | 1,779,360円 | 物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の役務・業務2(保守・点検・整備)のうち、昇降機保守点検に登録があり、本エレベーターの製造業者かつメンテナンス業者であり、機能品質を確保できる唯一の業者である次の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 教育施設課 |
| 2 | 令和5年度佐久市天体観測施設ドーム保守点検 | 令和5年7月3日 | アストロ光学工業(株) 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目26-1-2 | 696,300円 | 当施設のアイリッド型ドーム及びスライディングルーフは、アストロ光学工業(株)が製造したものを導入し、建設当時から使用している。この機器は、アストロ光学工業(株)が独自に開発した開閉機構が備わっていることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 文化振興課 |
| 3 | 令和5年度佐久市天体観測施設天体望遠鏡保守点検 | 令和5年7月3日 | 三鷹光器工業(株) 東京都三鷹市野崎1丁目18番8号 | 594,000円 | 当施設の望遠鏡は、三鷹光器(株)が製造した機器を導入し建設当時から使用している。この望遠鏡は、三鷹光器(株)が独自に技術開発したものであることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 文化振興課 |
| 4 | 令和5年度市単公園管理事業平尾山公園昆虫体験学習館エレベーター復旧修繕 | 令和5年7月31日 | 日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区岩本町1-10-3 | 1,151,700円 | 本業務は、7月27日の夕方に平尾山公園周辺の天候急変による落雷が原因で故障したエレベーターを修繕するものである。 昆虫体験学習館内にエレベーターは1基のみ設置されており、故障が生じた場合には、車いす利用者等が施設を利用することができなくなることから早急に修繕を行う必要がある。 当該エレベーターの修繕については、保安上本エレベーターの製造、規格及び機器構成に精通している必要があることから、平尾山公園の指定管理者が保守点検業務を委託している日本エレベーター製造(株)を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) | 公園緑地課 |

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和5年7月契約分

| NO | 契約の名称 | 契約を締結した日 | 契約の相手方とした者の名称及び住所 | 契約金額 | 随意契約の相手方の選定理由(適用条項) | 担当課 |
|----|------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|--|-------|
| 5 | 令和5年度インボイス制度対応財務会計システム機能改修業務 | 令和5年7月31日 | (株)電算 佐久支社 猿久保742-3 | 550,000円 | 本業務は、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が施行されることに伴い、インボイス制度に対応するように財務会計システムの機能を改修するものである。 既存の財務会計システムの機能改修であり、システムを導入した事業者以外での改修はできないことから、システムを導入した業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 会計課 |
| 6 | 令和5年度「わたしたちの月3万円ビジネス」講座委託業務 | 令和5年7月28日 | (株)ワークヴィジョンズ 東京都品川区東品川 1-5-10-B | 3,443,000円 | 令和4年度に建設部都市計画課の委託業務として、「令和4年度中込地区まちなか再生支援業務」を株式会社ワークヴィジョンズとの随意契約により実施した。この業務の中で、中込地区に新たなローカルビジネスを創出する「女性のための月3万円ビジネス」トーク&体験ワークショップを開催し大変好評であった。このことから、令和5年度は単独業務として、「月3万円ビジネス連続講座」を開催することとした。 令和5年度の本講座の開催にあたっては、前年度からの継続性を担保すること、また講座の内容と品質について前年と同等以上のものを確保する必要がある。よって、当業務を履行できるのは次の業者しかいないため、随意契約の相手方に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 商工振興課 |